

被扶養者認定に必要となる書類一覧（2頁目の注意書（※1～※5）を必ずご覧ください。）

届出時の状況等			書類の別 ※ 被扶養者異動届 および 被扶養者申請理由書 以外の書類については写しで構いません。	配偶者	子		実父母	18歳以上の兄弟姉妹孫 祖父母・	18歳未満の兄弟姉妹孫	その他	証明書発行先	備 考			
					18歳未満	18歳以上									
						学生								その他	
共 通			被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○	○	様式は当HP				
			被扶養者申請理由書	○	△	△	○	○	○	○	○	様式は当HP	△は被保険者の資格取得と同時に申請で配偶者が被扶養者となっている場合のみ省略可。（新生児も同じ扱い）		
			住民票 （法令等改正により令和2年4月1日以降必要となりました。）	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村	続柄表示のある世帯全員分の住民票。 ※本籍・住民票コード・個人番号は非表示としてください。 ※国内居住要件の例外に該当する場合は⑩を参照。		
生計維持関係	① 収入がない		在学証明書			○			○		○	学校	大学院生・大学生・予備校生・専門学校生。		
			非課税証明書	△			○	○		○	市区町村	△は被保険者と同時申請の場合は運用で省略可。			
	② 収入がある	① 給与収入（パート等）		直近3ヵ月の給与明細書等	○		○	○	○	○		○	勤務先会社等	勤務を始めたばかりの場合は※2を参照。	
		② 年金収入		年金通知書又は改定通知書	○		○	○	○	○		○	日本年金機構等	年金基金等からの支給がある場合は別途その証明書も必要。	
		③ 事業収入等		確定申告書（経費内訳書含む）	○		○	○	○	○		○	税務署等	不動産、個人事業、農業等の収入。	
		①②③の書類以外に		所得又は課税（非課税）証明書					○	○		○	市区町村		
	③ 退職 （12ヵ月以内に退職）	④ 雇用保険を受給	する	退職証明書	○			○	○	○		○	退職した会社等		
				雇用保険受給者証	○			○	○	○		○	ハローワーク	第1面の写し。後日提出可。	
			しない	退職証明書	○			○	○	○		○	退職した会社等		
				離職票（1）（2）	○			○	○	○		○	退職した会社等	後日提出可。	
			終了	雇用保険受給者証	○			○	○	○		○	ハローワーク	「支給終了」の印がある面の写し。（第1面を含む）	
				退職証明書	○			○	○	○		○	退職した会社等		
		延長	雇用保険受給延長通知書	○			○	○	○		○	ハローワーク	後日提出可。		
			⑤ 公務員だった場合		退職証明書	○			○	○	○		○	国・地方自治体	
		①②③の書類以外に		①又は②の書類					○	○		○		他の収入の有無を確認。	
	④ 夫婦共同扶養の場合 ※4参照			配偶者の収入証明書		△	△	△	△	△	△	※3参照	△は出生または被保険者の取得と同時に申請で以前から当該被保険者の被扶養者であった場合のみ省略可。		
	⑤ 父母のうちのどちらか一人の場合			もう一人の親の収入証明書						○		※3参照			
⑥ 扶養すべき先順位者がいる場合			先順位者の収入証明書						○	○	○	※3参照	認定対象者の親や配偶者等の収入証明書。		
⑦ 別居の場合			直近3ヵ月の送金証明					○	○	○		金融機関・郵便局	手渡しは認められません。		
その他	⑧ 内縁関係の場合		戸籍謄本又は抄本	○							○	市区町村	被保険者および認定対象者双方の書類。		
	⑨ 別姓の外国人		続柄の記載のある公的な書類	○							○	市区町村	住民票で確認ができる場合は添付不要。		
	⑩ 国内居住要件の例外（第1～5号） のいずれかに該当する場合		該 当 内 容									添付が必要となる書類			
			第1号 外国において留学する学生									査証・在学証明書・学生証・入学証明書等の写し			
			第2号 外国に赴任する被保険者に同行する者									査証・海外赴任辞令・海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し			
			第3号 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者									査証・ボランティア派遣機関の証明・ボランティア参加同意書等の写し			
第4号 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって第2号と同等と認められる者									出生や婚姻等を証明する書類等の写し						
		第5号 第1～4号までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者									※ 個別に判断				

- ※1 認定にあたっては、「共通」の書類に、①～③の何れかと、状況によって④～⑩の書類（複数の場合あり）を添付してください。又、各書類は原則として発行後3ヵ月以内のものに限ります。
- ※2 表の②で、勤務を始めたばかりのため3ヵ月の勤務実績がない場合は、書類の後日提出にかかる誓約書の提出で被扶養者として認定します。詳しくは事業所担当課にご相談ください。
- ※3 収入証明とは、勤務先給与明細（証明）書、所得又は課税（非課税）証明書、確定申告書、年金振込通知書（又は年金改定通知書）。なお、課税証明書の場合は収入金額の記載のあるもの。
- ※4 共働きの夫婦が共同して子や親等を扶養する場合は、原則夫婦の年間収入の多い方の被扶養者となります。よって、申請時に配偶者が扶養されていない場合は夫婦の年間収入を確認するため配偶者の収入がわかる書類の添付が必要となります。
- ※5 場合によっては、上記以外の書類の提出を求めることがあります。